

北河内地域水防災連絡協議会規約（案）

（名 称）

第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目 的）

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。

（組 織）

第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

（協議会での連絡協議事項）

第4条 協議会で「北河内地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

2 前項の寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。

（行政WGでの検討事項）

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項

- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成 3年5月29日から実施する。

この規約は、平成 9年5月28日から実施する。

この規約は、平成12年5月30日から実施する。

この規約は、平成18年6月 6日から実施する。

この規約は、平成19年6月20日から実施する。

この規約は、平成20年6月25日から実施する。

この規約は、平成28年7月27日から実施する。

この規約は、平成30年2月28日から実施する。

この規約は、平成30年5月28日から実施する。

この規約は、令和 元年5月31日から実施する。

この規約は、令和 2年5月26日から実施する。

この規約は、令和 3年5月19日から実施する。

この規約は、令和 4年3月24日から実施する。

この規約は、令和 4年7月 6日から実施する。

この規約は、令和 5年5月31日から実施する。

この規約は、令和 6年5月27日から実施する。

この規約は、令和 7年5月23日から実施する。

この規約は、令和 8年5月25日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪府枚方土木事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
北河内地域地域防災監
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府守口保健所長
大阪府四條畷保健所長
守口市長
枚方市長
寝屋川市長
大東市長
門真市長
四條畷市長
交野市長
枚方市保健所長
寝屋川市保健所長
枚方寝屋川消防組合消防長
守口市門真市消防組合消防長
大東四條畷消防組合消防長
交野市消防本部消防長

(国関係)

淀川河川事務所長
大阪管区気象台長

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

大阪府枚方警察署長
大阪府交野警察署長
大阪府寝屋川警察署長
大阪府四條畷警察署長
大阪府門真警察署長
大阪府守口警察署長

(占用事業者)

NTT 西日本(株)関西支店 災害対策室 室長
関西電力送配電(株)大阪北電力本部 守口配電営業所 所長
大阪ガスネットワーク(株)北東部事業部導管計画チームマネジャー
大阪広域水道企業団東部水道事業所長
枚方市上下水道事業管理者
交野市理事兼上下水道部長
寝屋川市上下水道局長
大東市上下水道事業管理者職務代理者上下水道局長
守口市水道事業管理者

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部阪奈支社長
京阪電気鉄道(株)安全推進部長

(別表2)

(自治体関係)

北河内地域地域防災監
大阪府枚方土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
大阪府政策企画部危機管理室防災企画課 参事
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課 参事
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事
大阪府都市整備部下水道室事業課 課長
大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長
守口市環境下水道部長
守口市危機管理監
枚方市危機管理部長
枚方市土木部長
枚方市上下水道局上下水道部長
寝屋川市理事兼危機管理部長
寝屋川市上下水道局長
大東市危機管理監
大東市都市整備部長
門真市まちづくり部長
門真市総務部長
門真市環境水道部長
四條畷市危機統括監兼都市整備部長
交野市都市まちづくり部長
交野市副市長兼危機管理室長

(国関係)

淀川河川事務所 総括地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 主幹

北河内地域水防災連絡協議会 行政 WG の結果

令和8年度 北河内地域水防災連絡協議会 行政 WG

日 時：令和8年4月28日（火）

場 所：大阪府北河内府民センター 大会議室

出席者：行政 WG 構成員

（議題）

- 北河内地域水防災連絡協議会の規約改正案（組織変更等による構成員名の修正）について事務局より説明し、協議会上程の了承を得た
- 流域治水プロジェクトの更新等について（流域治水プロジェクトの更新、5年間で実施する具体的な取組みの進捗状況、次期「5年間で実施する具体的な取り組み」スケジュール、本年度の流域治水の推進）について事務局、大阪府河川室より説明し、協議会上程の了承を得た
- 流域治水プロジェクト推進スケジュールについて各市より説明し、協議会上程の了承を得た

（報告）

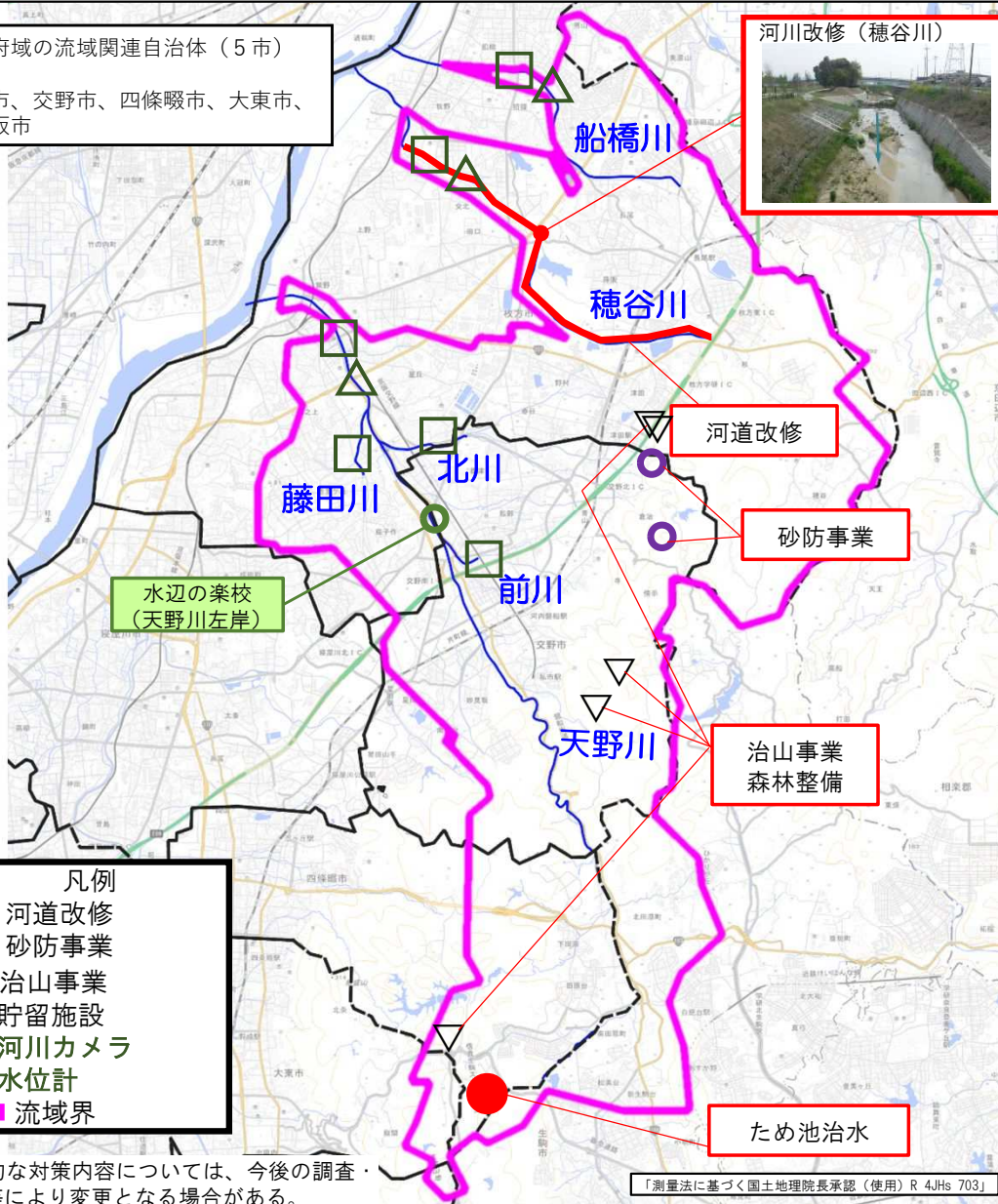
- 各市などの防災及び減災に関する取組み紹介について各市等より説明
- 水防法及び土砂法に基づく避難確保計画作成・避難訓練実施状況について事務局より説明
- 令和7年度河川施設点検結果について枚方土木事務所より説明
- 令和8年度事業予定箇所について枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所、東部流域下水道事務所より説明
- 令和8年度大阪府水防計画の改定について大阪府事業調整室より説明
- おおさかタイムラインプロジェクトについて大阪府河川室より説明

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

○当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削等による洪水対策を実施します。船橋川、天野川、藤田川、北川、前川では当面の治水目標についての整備が完了しており、穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行うとともに、避難のためのソフト対策に取り組み、流域一体となった治水対策を推進します。

大阪府域の流域関連自治体（5市）

枚方市、交野市、四條畷市、大東市、
東大阪市



河川改修（穂谷川）



● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道拡幅、河道掘削、落差工の撤去等【府】
- ・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】
- ・砂防事業、治山事業、森林整備・保全【府・市】
- ・河道内堆積土砂の撤去【府】
- ・雨水貯留管等整備【市】
- ・雨水ポンプ場の改築・耐震化、雨水排水管渠の整備【市】

● 被害対象を減少させるための対策

- ・土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度
- ・立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への居住誘導

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
 - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施【府・市】
 - ・ホットラインの運用（洪水・土砂）【府、市】
 - ・タイムラインの策定・運用（広域・市町村・地域）【府・市・民間】
 - ・水害・土砂災害危険性の周知促進（リスクの現地表示、土砂災害警戒区域等の指定）【府・市】
 - ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
 - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
 - ・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市】
 - ・応急的な退避場所の確保【市】
 - ・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
 - ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
- ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
- ・ハザードマップの改良、周知、活用【府、市】
 - ・防災教育の推進【府、市】
 - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
 - ・住民一人一人の避難計画（マイタイムライン）・情報マップの作成促進【府、市】等

● グリーンインフラの取り組み

- ・小中学校における河川環境学習、水環境パネル展の開催

- 凡例
- 河道改修
 - 砂防事業
 - ▽ 治山事業
 - 貯留施設
 - △ 河川カメラ
 - 水位計
 - 流域界

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

淀川水系淀川左岸ブロック 流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

● 淀川左岸ブロックでは、北河内水防災連絡協議会構成員が一体となって、「流域治水」を推進する。

【短期】 穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に河道改修を実施中。

【中期】 穂谷川河道改修の推進。

【中長期】 穂谷川の洪水対策が完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			R4年度～	短期	中期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	穂谷川の河道改修・河道掘削	大阪府	[Red bar]		
	砂防事業	大阪府	[Red bar]		
	森林整備・保全・治山事業	大阪府・	[Red bar]		
	ため池の治水活用	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	[Red bar]		
	雨水貯留管等整備	枚方市	[Red bar]		
	雨水ポンプ場の改築、耐震化 雨水排水管路整備	枚方市	[Red bar]		
	河道内の堆積土砂撤去	大阪府	[Red bar]	定期点検による継続監視及び状況により適宜実施	[Red bar]
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	[Yellow bar]		
	水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	[Yellow bar]		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	[Green bar]		
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	[Green bar]		
グリーンインフラの取組み	河川環境学習・水環境パネル展の開催	大阪府・枚方市	[Green bar]		

R6年度より森林環境税を活用した森林区域での流域治水対策を実施

洪水浸水想定区域指定
拡大完了(R5年度)

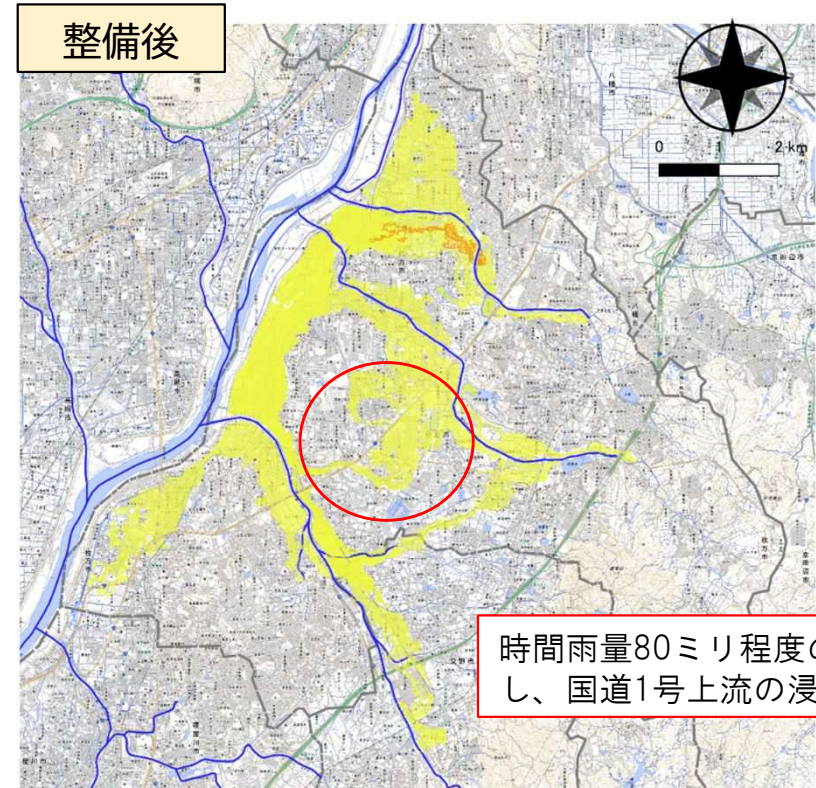
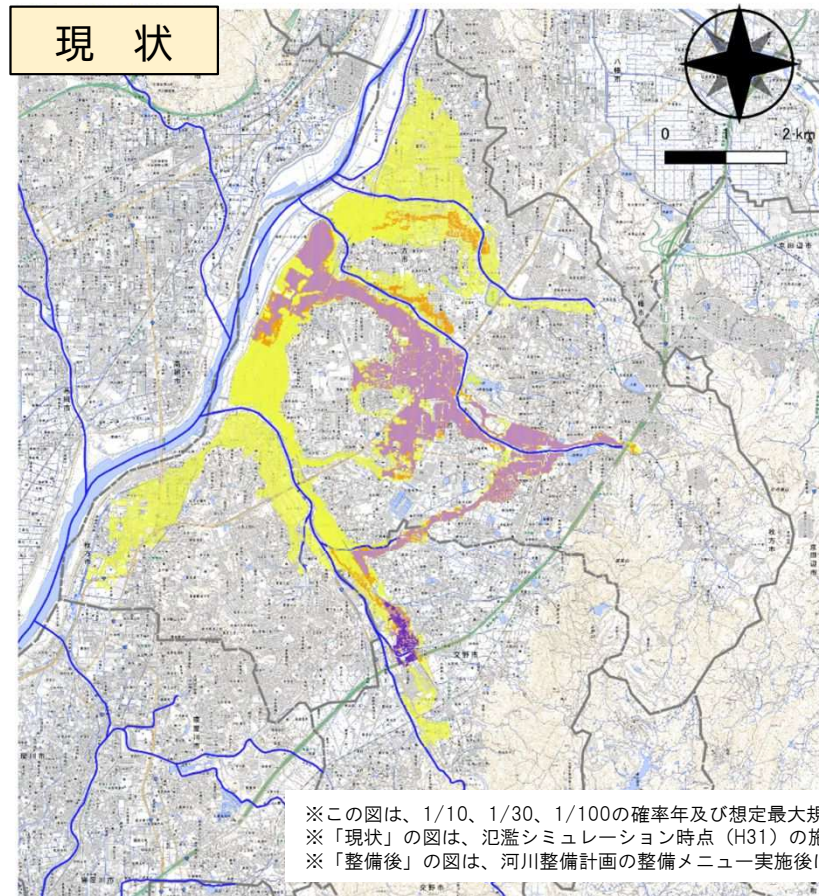
雨水出水浸水想定区域図
作成・公表(R7年度)

淀川水系淀川左岸ブロック 流域治水プロジェクト【事業効果の見える化】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

河川整備等による効果

河道拡幅や河道掘削等、整備の推進により、
穂谷川：時間雨量80ミリ程度（1/100）の降雨に対し、国道1号上流の浸水が解消



時間雨量80ミリ程度の降雨に対し、
国道1号上流の浸水が解消

※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。
※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H31）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。
※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を考慮していない。



淀川水系淀川左岸ブロック 流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

<p>当面の治水目標に対応した河川の整備</p>  <p>整備率: 90 % (令和7年度末時点)</p>	<p>農地・農業用施設の活用</p>  <p>2市 (令和7年度末時点)</p>	<p>流出抑制対策の実施</p>  <p>既存防災調節池等 0施設 (令和7年度末時点)</p>	<p>山地の保水機能向上および土砂流木災害対策</p>  <p>治山対策 2箇所 土石流対策 2施設 (令和7年度実施)</p>	<p>立地適正化計画における防災指針の作成</p>  <p>2市 (令和7年度末時点)</p>	<p>避難のためのハザード情報の整備</p>  <p>洪水浸水想定区域 6河川 雨水出水浸水想定区域 6団体 (令和7年度末時点)</p>	<p>高齢者等避難の実効性の確保</p>  <p>避難確保計画 洪水 1401施設 土砂 67施設 避難訓練 636施設 (令和7年3月末時点)</p>
--	---	---	---	--	--	---

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

穂谷川河川改修

穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を実施しています。

【改修前】



【改修中】
河道拡幅及び河床掘削により、計画断面に改修中



被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画策定の取組み

交野市では、人口減少・少子高齢化が進むなかで、高齢者や子育て世代の他、あらゆる世代が安心・快適に暮らせる生活環境の実現が求められると同時に、安心安全なまちづくりの観点からは防災性の強化が求められます。

立地適正化計画では、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基本にまちづくりを進めること及び頻発・激甚化する自然災害に対応する防災・減災施策等に関し計画的に推進することとしています。

1 立地適正化計画について



R8.5策定

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

〇雨水出水浸水想定区域公表の取組み

想定し得る最大規模の降雨により公共下水道の排水施設で雨水が排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域、その深さ及び浸水継続時間を示した雨水出水浸水想定区域を公表し、円滑かつ迅速な避難を確保、浸水を防止することにより被害の軽減を図っていきます。



グリーンインフラの取組み

〇水辺の楽校などの取組み

こども達とともに、川に入って魚の勉強や川の水質調査など河川環境学習を行うとともに、パネル等により広く河川環境の重要性について周知活動に取り組んでいます。



目標を達成するために概ね5年間(R4~R8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

具体的な取組の柱		
事項【大分類】	主な取組内容【小分類】	取組状況
具体的な取組【中分類】		
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組		
① 情報伝達、避難計画等に関する事項		
1 洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの運用)	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。	年度当初に連絡体制を確認し、実施要領を改定。
3 土砂災害警戒情報の提供(ホットラインの運用)	ホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。	ホットライン実施要領を運用し、連絡体制の確認を継続している。
4 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(洪水対応タイムライン)【広域】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 寝屋川流域広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	寝屋川流域広域タイムラインについてR8年度版に改定。
5 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(洪水対応タイムライン)【市域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 寝屋川市においては、市域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し協議会で実施内容を共有する。	実施済み。
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	各市において引き続き実施予定。
6 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(洪水対応タイムライン)【コミュニティ】	【地域(コミュニティ)単位タイムラインの作成】 地域(コミュニティ)単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。	守口市1地区、枚方市6地区、大東市4地区、交野市1地区作成。(～R7)
	【地域(コミュニティ)単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う仕組みを構築する。	各市の作成済み箇所において引き続き実施予定。
7 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(土砂災害タイムライン)【市域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 寝屋川市において、市域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し協議会で実施内容を共有する。	実施済み。
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した土砂災害対応タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う仕組みを構築する。	各市において引き続き実施予定。
8 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(土砂災害対応タイムライン)【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれる地域(コミュニティ)単位でのタイムライン作成。	枚方市2地区、大東市2地区、交野市1地区作成済。
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	各市の作成済み箇所において引き続き実施予定。
10 ICTを活用した洪水情報の提供	【情報提供の拡大】 ・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイト作成	大阪府河川防災情報でスマートフォンに対応した閲覧画面を作成済
	・防災情報の用語や表現内容の見直し(国・気象台)	防災情報等で用いる予報用語については適宜見直しを実施。
12 隣接市における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う	近隣市に所在する大学と協定を締結。
13 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・土砂災害)	【避難確保計画作成の促進】 ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う。 ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。	地域内の対象施設1468施設において計画策定済み。
	【避難訓練実施の徹底】 ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる	上記のうち636施設で避難訓練が行われた。

目標を達成するために概ね5年間(R4~R8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

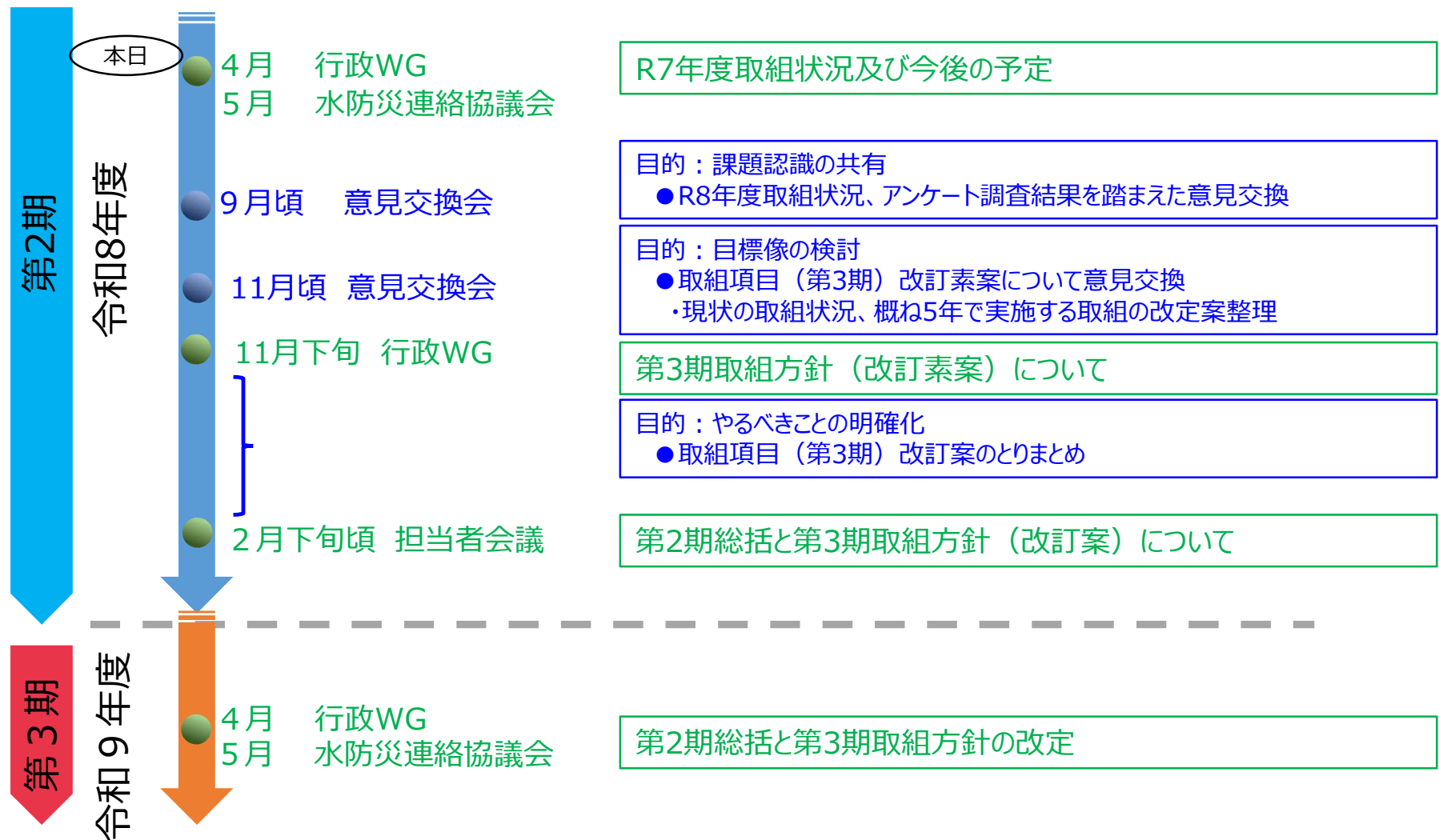
具体的な取組の柱		
事項【大分類】	主な取組内容【小分類】	取組状況
具体的な取組【中分類】		
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等		
14 想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う	6市において浸水想定区域図を公表済
15 基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	2 巡回基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。	土砂災害警戒区域等の指定手続きのため、基礎調査を実施中。
16 水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映したハザードマップを作成・周知する。 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。 【土砂災害ハザードマップの作成と周知】 ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	大東市、四條畷市、交野市において、ハザードマップを作成・周知。 3市でポータルサイトへ登録済み 枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市において、ハザードマップを作成・周知。 5市でポータルサイトへ登録済み
19 災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討	3市において実施済み。2市において実施予定。
20 防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組の強化 ・出前講座などによる防災教育の推進	教育関連機関や住民からの依頼に応じ、講演や出前講座を適宜実施。 四條畷市と交野市で出前講座を実施した。(气象台)
21 共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成	・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援	4市において実施。引き続き各市で実施予定。 5市において実施。引き続き各市で実施予定。 4市において実施。引き続き各市で実施予定。 5市において実施。引き続き各市で実施予定。 大阪府内市町村防災対策協議会との共催により、府内8ブロックで自主防災組織リーダー研修を例年開催。
22 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有 ・災害リスクのある地域を重点的に避難行動要支援者名簿の個別避難確保計画の作成	4市において実施。引き続き各市で実施予定。 6市実施。1市実施予定。
26 応急的な退避場所の確保	・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討	2市は実施中。3市は実施予定。
(2) 被害軽減の取組		
① 水防体制の強化に関する事項		
28 水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	・協議会の場等を活用して、水防団員(消防団員)の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。	消防団活動については、定期的に広報を実施。
30 水防団間での連携、協力に関する検討	・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間の連携を図る。	淀川筋・防潮筋合同水防訓練を毎年5月実施。 (主催:淀川左岸水防事務組合)
② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項		
31 市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・守口市、枚方市、交野市においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討を行う。	2市において実施。引き続き各市で実施予定。
32 市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・枚方市、大東市、門真市において、水害時の庁舎機能確保に向けた対策を実施する。	2市において実施。1市で実施予定。

目標を達成するために概ね5年間(R4~R8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

具体的な取組の柱		
事項【大分類】	主な取組内容【小分類】	取組状況
具体的な取組【中分類】		
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
33 排水施設、排水資機材の運用方法の改善	府が公表した洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を基に排水計画の検討を実施。	3市において実施予定。
34 浸水被害軽減地区の指定	・市は、浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。	3市において実施予定。
35 流域全体での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック(調節池等)を活用した治水対策の推進。 ・ため池の治水活用の推進 	室池の治水活用 枚方市において農業用ため池1か所整備済、3か所整備中 交野市において農業用ため池2箇所整備済(中部農と緑)
	・砂防事業、森林整備・保全を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市津田地区、交野市私市地区で治山ダム工1基を各々整備。 ・交野市倉治地区はR7年度完成、交野市私部地区は砂防堰堤の整備を実施中。
	・雨水貯留管等整備	楠葉雨水貯留管を整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水ポンプ場の改築、耐震化 ・雨水排水管路整備 	枚方市においてポンプ場の改築、耐震化及び雨水排水管路の整備を実施。寝屋川市において雨水排水管路整備。
36 土地利用誘導	立地適正化計画における居住誘導区域の見直し及び防災指針の策定を行う。	4市は策定済み。3市は策定予定。
(4) 防災施設の整備等に関する事項		
防災施設の整備等に関する事項		
36 河川砂防施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	河川砂防等の整備については、「淀川左岸ブロック」流域治水管理図に基づき推進する	・穂谷川において整備中。
39 重要インフラの機能確保	【下水道】 ・下水道管理者(枚方市、寝屋川市、門真市)において、水害時におけるBCPの作成	1市において策定済み。2市において策定予定。
40 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	【水門・樋門等の更新・高度化】 確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討	2市において作成済み。
	【樋門等操作規則策定】 下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則を策定する	4市において策定済み。
(5) 減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
42 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・交付対象事業の周知	行政WGにおいて周知を実施
46 補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金(住宅・建築物安全ストック形成事業など)の適用を可能とするため、寝屋川市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。	補助要綱を制定(H28)。土砂災害防止月間等に特別警戒区域付近の住宅ヘリフレット配付済み。当該年度の活用は0件。

次期5年間（R9-13）で実施する具体的な取組に向けて スケジュール（案） 資料3-3

■ 令和8年度に10年目を迎え第2期が終了する中で、現在の取組進捗状況や課題を整理・把握し、行政WG等関係者と※**意見交換を行いながら**、第3期に向けて今後の5年間の取組の見直しを行う。
 ※アンケート照会等を通じ、事務局と各地域と意見交換



- ▶あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要。下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有するとともに、**流域個別での議論を深め**、流域治水の様々な施策を具体化していく
- ▶河川管理者として取り組むべき避難行動支援策を整理した「**風水害に備えた避難行動支援の実施計画**（R8年3月）」を**着実かつ継続的に推進**していく。
⇒次期「**5年間で実施する具体的な取組**」に本計画の目標（KPI）を組み込み、取組みを推進

◆令和8年度の大阪府の主な取組み◆

流域治水プロジェクトの充実・強化

各施策を進めつつ、流域治水勉強会・流域治水推進意見交換会を継続し、施策を具体化していく

①河川整備計画に基づくハード対策の推進

当面の治水目標達成を目指し、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づく河川整備計画のメニューを推進
気候変動による将来的な降雨量増大への備え

- ・河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す
- ・気候変動の影響を踏まえた治水計画の変更に向け、変更手法について検討

②特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）

寝屋川流域以外に新たに指定を検討

- ・芥川の特定都市河川指定を参考に、その他河川においても指定拡大を目指す

③リスク周知

知る（認識）

日常から府民がハザードマップを確認し、自分の地域の危険性を知ってもらうよう、リスク周知を継続

- ・水害ハザードマップの周知方法の工夫
- ・災害リスクの現地表示の増加

「風水害に備えた避難行動支援の実施計画」の取組み

④適切な防災情報の提供

捉える（自分事化）

洪水時等においても、わかりやすい河川防災情報の提供に努め、府民向け公開サイトの利用促進を目指す

- ・水位周知河川の指定拡大
- ・水位計等の増設
- ・情報発信方法の工夫
- ・観測機器等の改良

⑤避難の実効性の向上

備える（行動）

実際の避難に備え、日頃からの訓練により習慣化させるなど、当たり前の行動にすることを旨とする

- ・避難訓練実施の支援
- ・コミュニティタイムライン作成の促進
- ・府民へ避難訓練を働きかけ

⑥意識啓発

府民の「自分事化」に向けた意識啓発を継続し、日頃から避難のタイミングを決めておくなど「自助」の意識を強化

- ・府や市町村の教育機関との連携
- ・日常生活における防災意識の向上
- ・理解しやすい教材などの工夫

「風水害に備えた避難行動支援の実施計画」の進め方(1/2)

施策		今後の主な取組	KPI	R8	R9	R10	R11	R12	R13~17	
① 知る (認識)	1. リスク周知	【実施主体：市町村】 ・水害ハザードマップの周知方法の工夫 ・災害リスクの現地表示の増加	【項目】 ・これまでの全戸配布に加え、ハザードマップの見方や具体的なリスク等について説明することを重点化 ・府も河川管理者として、都市浸水等のメカニズムを説明するなど支援 ・まるごとまちごとハザードマップの継続取組 【KPI】 ・内容等の説明回数 3回程度/年・各市町村 (イベント等の説明機会を含む) ・現地表示実施の市町村数 43(11)市町村						中間年で振り返り・見直し ※必要に応じ、取組成果の府民アンケート調査を実施するなど適宜見直しを行います。	
		【実施主体：府】 ・水位周知河川の指定拡大 ⇒更に確実かつ適切に水位情報を発信するため、指定を拡大	【項目】 ・R8年度～R9年度に指定候補河川を整理し協議を実施 【KPI】 ・水位周知河川指定の河川数 40(26) 河川 ※洪水予報・水位周知として39河川を指定済		整理	協議	運用			
		【実施主体：府、市町村】 ・情報発信方法の工夫	【項目】 ・行動を促す情報発信の検討 【KPI】 ・公開サイト閲覧数(出水時)130万(93万)回 ※R5年台風2号来襲時実績値							
② 捉える (自分事化)	2. 適切な防災情報の提供	【実施主体：府】 ・水位計等の増設 ⇒はん濫情報の発信など更なる情報の充実 (水位計、量水標、河川カメラの増設)	【項目】 ・R12年度までに新設の水位計50箇所を運用 (量水標含む) ・R12年度までに新技術 (AIカメラ等) を導入 【KPI】 ・水位計設置の河川数 135(94) 河川 ・量水標設置の河川数 135(94) 河川 ・河川カメラ設置の河川数 135(74) 河川							
		・観測機器等の改良 ⇒新技術・DXを活用した、はん濫・決壊情報等の発信			基本設計	詳細設計	設置・システム工事			

※計画期間は10年間(R17)で、KPIの表記は短期R12までの目標値、また()内はR8.1末時点の実績

「風水害に備えた避難行動支援の実施計画」の進め方(2/2)

施策		今後の主な取組	KPI	R8	R9	R10	R11	R12	R13~17
③ 備える(行動)	3 避難の実効性の向上	【実施主体：施設管理者、市町村】 ・避難訓練の実施率の向上	【項目】 ・避難訓練実施率の向上に向けた講習会等の支援を重点化 ・府は、施設管理者や市町村に対して支援を継続 【KPI】 ・避難訓練の実施率 100(20)% ※府域全体で		→ 継続実施 →				中間年で振り返り・見直し ※必要に応じ、取組成果の府民アンケート調査を実施するなど適宜見直しを行います。
		【実施主体：市町村】 ・コミュニティタイムライン作成の促進	【項目】 ・コミュニティタイムライン作成促進に向けた講習会等の支援を継続 ・府は、府民や市町村に対して支援を継続 【KPI】 ・コミュニティタイムライン作成済みの市町村数 43(28) 市町村		→ 継続実施 →				
		【実施主体：府、市町村】 ・府民へ避難訓練を働きかけ ⇒大阪880万人訓練、各市町村の訓練など	【項目】 ・継続取組（避難訓練等への参加呼びかけ） 【KPI】 ・働きかけ実施の市町村数 43(未集計)市町村		→ 継続実施 →				
防災教育など	4 意識啓発	【実施主体：府、市町村】 ・府や市町村の教育機関との連携 ・理解しやすい教材などの工夫	【項目】 ・小中学校等における防災教育（出前講座、水辺の楽校など）の強化 ・出前講座などの防災教育を強化 ・都市浸水等のメカニズムが理解できる教材を作成 ・災害の解像度の向上（被害想定具体化） 【KPI】 ・防災教育実施の市町村数 43(未集計) 市町村 ※理解しやすい教材活用	ヒアリング・素材作成	→ 運用・位置付け →		→ シナリオ作成・住民周知 →		
		【実施主体：府】 ・日常生活における防災意識の向上	【項目】 ・駅構内デジタルサイネージ等による防災啓発 【KPI】 ・防災啓発での連携事業者数 7(-)者	協議	→ 継続実施 →				

※計画期間は10年間(R17)で、KPIの表記は短期R12までの目標値、また()内はR8.1末時点の実績

流域治水の推進（推進体制（継続））

- ▶ 河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
- ▶ 引き続き**管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い**、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む

大阪府

土木事務所（地域支援・企画課長）

河川室河川整備課参事

河川砂防グループ

「河川法」
に基づく河川整備

「砂防法」等
に基づく土砂災害対策

流域治水のハード対策を担当

当面の治水目標達成に向け、「防ぐ」施策を推進

今後の土砂災害対策の進め方に基づく「防ぐ」施策を推進

地域支援・防災グループ

「水防法」
に基づく防災対策

「まちづくりの支援」

<防災対策>

- ▶ 風水害
- ▶ 地震

<まちづくり・地域支援>

- ▶ 都市計画事業認可
- ▶ 管内市町村のにぎわいづくり、まちづくりに関すること

「特定都市河川浸水被害対策法」等の“流域治水関連法”
に基づく流域治水の対策の具体化

市町村が行う制度設計や運用を支援

- ・地区計画制度において定める「雨水貯留浸透施設の規模」や「建築物に対する居室や地盤面の高さの限度」
- ・農業用ため池の貯留機能を治水に有効活用するために必要な改築費の「助成制度の創設」など

- ▶ 立地適正化計画における防災指針策定
- ▶ 水害に強いまちづくりの推進
- ▶ ダム事前放流の調整
- ▶ ため池等既存ストックの治水活用の推進
- ▶ 特定都市河川、特定都市河川流域指定

※管内市町村との意見交換を密にし、各主体の流域治水の取組みの促進と特定都市河川指定に向けた調整を実施

計画グループ

流域治水
「特定都市河川浸水被害対策法」等の“流域治水関連法”
に基づく治水対策の方向性整理

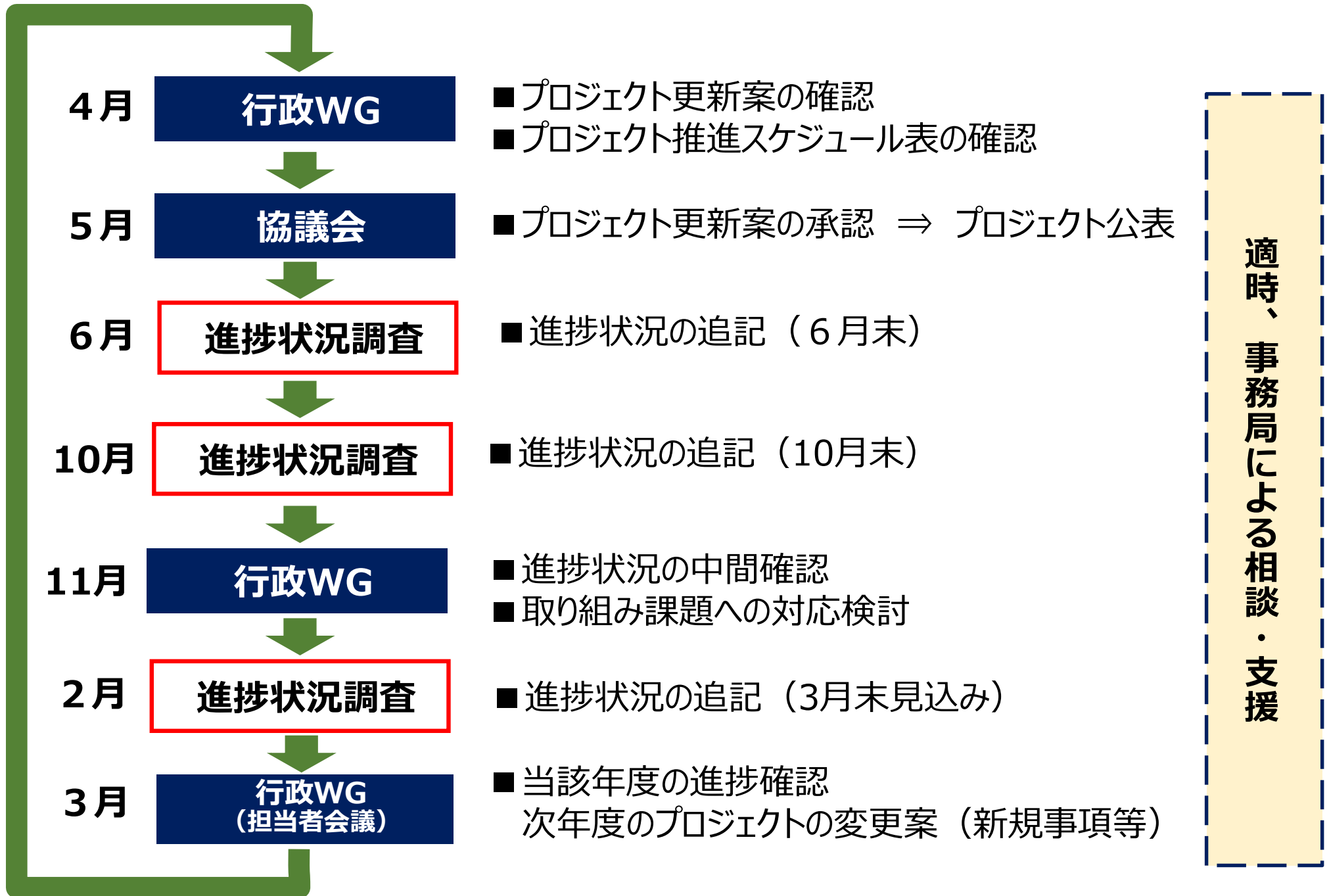
R3.5に公布された流域治水関連法と国の示す流域治水推進行動計画に基づき、大阪府がR4.3に策定した流域治水プロジェクトを充実させるとともに、特定都市河川の指定流域等を選定

意見交換を踏まえ、指定を検討

市町村

- ▶ リスク周知等
想定最大規模降雨による洪水ハザードマップ等の作成・周知（ほか）
- ▶ 土地利用誘導
立地適正化計画における防災指針の策定（ほか）
- ▶ 要配慮者利用施設の避難確保計画
計画策定や避難訓練実施の支援（ほか）
- ▶ 特定都市河川の指定
モデル流域や指定候補の検討・抽出（ほか）

水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進の年間スケジュール



流域治水プロジェクト推進スケジュールについて

令和8年度 北河内地域水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進スケジュール（案） 守口市

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

当面の治水目標に対応した河川の整備



淀川左岸整備率：90%
寝屋川流域整備率：98%
(令和7年度末時点)

農地・農業用施設の活用



2市
(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設
(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流木災害対策



治山対策 2箇所
土石流対策 2施設
(令和7年度実施)

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画における防災指針の作成



作成済
(令和7年度末時点)

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 作成済
雨水出水浸水想定区域 作成中
(令和7年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画 232施設/232施設
避難訓練 25施設/232施設
(令和7年度末時点)

北河内地域全体の状況

市の状況

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 (どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など)	進捗状況 (R8.6末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R8.10末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R9.3末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他
要配慮者利用施設の避難訓練実施報告に係る周知	すでに周知を行っているところであるが、令和8年度中に改めて周知を行う。			
市におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容の共有	昨年度、自主防災組織連絡代表者会議において、令和8年度に変更される気象情報を共有した。今年度についても避難の実効性を高める取組内容を継続的に周知する。			
【新規】 市が作成した避難所運営マニュアルの共有、マニュアルに基づいた訓練の実施	避難の実効性を高めるため、自主防災組織連絡代表者会議において、マニュアルの周知及びマニュアルに基づいた訓練を令和8年度中に実施する。			

令和8年度 北河内地域水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進スケジュール（案）枚方市

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

当面の治水目標に対応した河川の整備



淀川左岸整備率：90%
寝屋川流域整備率：98%
(令和7年度末時点)

農地・農業用施設の活用



2市
(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設
(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流木災害対策



治山対策 2箇所
土石流対策 2施設
(令和7年度実施)

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画における防災指針の作成



作成済
(令和7年度末時点)

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 作成済
雨水出水浸水想定区域 作成済
(令和7年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画 385施設/414施設
避難訓練 152施設/414施設
(令和7年末時点)

北河内地域全体の状況

市の状況

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 (どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など)	進捗状況 (R8.6末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R8.10末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R9.3末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他
避難行動要支援者に対する個別避難確保計画の作成促進	市内の令和8年度に新たに対象となった避難行動要支援者に対して、同意書とセルフプラン記入シートを発送し、自身または家族などで作成し市へ1部を提出してもらうセルフプラン方式による個別避難計画作成促進事業を継続。			
枚方市防災ガイドの修正及び増刷	土砂災害警戒区域・特別警戒区域に基づき、市のハザードマップに該当する防災ガイドを更新予定。			

令和8年度 北河内地域水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進スケジュール（案） 寝屋川市

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

当面の治水目標に対応した河川の整備



淀川左岸整備率：90%
寝屋川流域整備率：98%
(令和7年度末時点)

農地・農業用施設の活用



2市

(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設

(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土石流災害対策



治山対策 2箇所
土石流対策 2施設

(令和7年度実施)

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画における防災指針の作成



作成済

(令和7年度末時点)

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 作成済
雨水出水浸水想定区域 作成済

(令和7年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画 255施設/255施設
避難訓練 204施設/255施設

(令和7年末時点)

北河内地域全体の状況

市の状況

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 (どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など)	進捗状況 (R8.6末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R8.10末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R9.3末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他
【避難訓練実施の徹底】 施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる	ねやがわ版避難訓練を拡充し、訓練実施率の維持・向上を目指す			
防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施	避難訓練の実施等の情報提供に取り組む			

令和8年度 北河内地域水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進スケジュール（案）大東市

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

当面の治水目標に対応した河川の整備



淀川左岸整備率：90%
寝屋川流域整備率：98%
(令和7年度末時点)

農地・農業用施設の活用



2市
(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設
(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流木災害対策



治山対策 2箇所
土石流対策 2施設
(令和7年度実施)

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画における防災指針の作成



作成済
(令和7年度末時点)

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 作成済
雨水出水浸水想定区域 作成済
(令和7年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画 105施設/105施設
避難訓練 87施設/105施設
(令和7年度末時点)

北河内地域全体の状況

市の状況

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 (どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など)	進捗状況 (R8.6末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R8.10末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R9.3末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他
地区防災計画（洪水及び土砂災害コミュニティタイムラインを含む）の作成促進	地区防災計画（洪水及び土砂災害コミュニティタイムラインを含む）の作成地区：1地区以上			
要配慮者利用施設（避難確保計画作成施設）の訓練実施率の向上	訓練実施率80%以上			
避難標識等の防災標識の検討及び標識設置個所の増加	新たに避難標識等の防災標識箇所：2箇所			
流出抑制対策の実施	深野小学校の校庭貯留浸透施設の整備に向けて、設計業務を年度内に完成させる。			

令和8年度 北河内地域水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進スケジュール（案） 門真市

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

当面の治水目標に対応した河川の整備



淀川左岸整備率：90%
寝屋川流域整備率：98%
(令和7年度末時点)

農地・農業用施設の活用



2市

(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設

(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土石流木災害対策



治山対策 2箇所
土石流対策 2施設

(令和7年度実施)

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画における防災指針の作成



作成済

(令和7年度末時点)

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域
作成済

雨水出水浸水想定区域
作成済

(令和7年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画
364施設/364施設

避難訓練
80施設/364施設

(令和7年度末時点)

北河内地域全体の状況

市の状況

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 (どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など)	進捗状況 (R8.6末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R8.10末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R9.3末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他
<p>【逃げる】</p> <p>昨年度新規開設された要配慮者利用施設について、水防法に基づく避難確保計画作成率100%を目指し周知・呼びかけを徹底する。また、避難訓練実施率について、全体の30%を目指し、周知・呼びかけを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月：新規の要配慮者利用施設に対し、避難確保計画提出と避難訓練実施を求める文書を送付 ・ 9月時点で中間集計し、計画未提出の施設に対し再度文書送付または電話で呼びかけを、年度末にかけて継続する 			

令和8年度 北河内地域水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進スケジュール（案） 四條畷市

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

当面の治水目標に対応した河川の整備



淀川左岸整備率：90%
寝屋川流域整備率：98%
(令和7年度末時点)

農地・農業用施設の活用



2市
(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設
(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土石流災害対策



治山対策 2箇所
土石流対策 2施設
(令和7年度実施)

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画における防災指針の作成



作成予定
(令和7年度末時点)

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 作成済
雨水出水浸水想定区域 作成済
(令和7年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画 76施設/82施設
避難訓練 59施設/82施設
(令和7年度末時点)

北河内地域全体の状況

市の状況

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 (どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など)	進捗状況 (R8.6末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R8.10末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R9.3末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他
要配慮者利用施設の避難訓練実施率の向上	訓練実施率をR7年度実績78%より向上させる。必要に応じて、訓練実施に対する指導・助言を実施する。			
住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	広報媒体での作成促進や地域自治組織、自主防災組織等への情報共有を行い、作成促進を図る			

令和8年度 北河内地域水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進スケジュール（案） 交野市

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

当面の治水目標に対応した河川の整備



淀川左岸整備率：90%
寝屋川流域整備率：98%
(令和7年度末時点)

農地・農業用施設の活用



2市
(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設
(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土石流木災害対策



治山対策 2箇所
土石流対策 2施設
(令和7年度実施)

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画における防災指針の作成



作成予定
(令和7年度末時点)

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 作成済
雨水出水浸水想定区域 作成済
(令和7年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画
51施設/55施設
避難訓練
29施設/55施設
(令和7年度末時点)

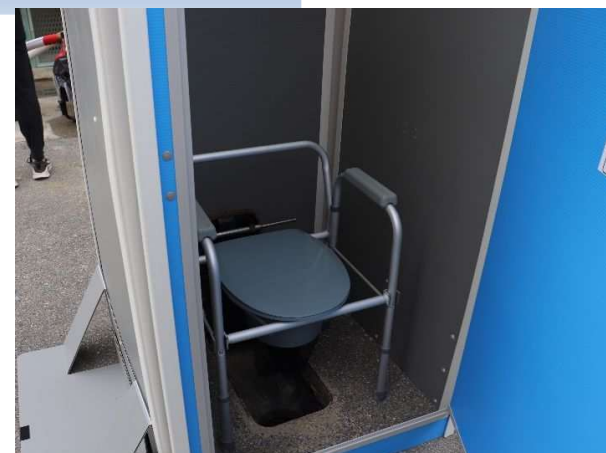
北河内地域全体の状況

市の状況

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 (どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など)	進捗状況 (R8.6末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R8.10末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R9.3末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他
自主防災組織や消防団と連携し各地区にて避難訓練を行い、出水期における実際の事例等の情報共有を行う	市内の各地区で開催される訓練で、出水期における実際の事例等の情報共有を行う			
避難確保計画に基づいて行う要配慮者施設の避難訓練の実施率の向上	要配慮者施設に対して訓練の実施を呼びかけ実施率を向上させる			

各市などの防災及び減災に関する取組み紹介について

日時	令和7年9月28日(日)、11月16日(日)
場所	守口市立第一中学校、守口市立さつき学園 運動場
内容	避難誘導訓練、消火訓練、救急訓練、炊き出し訓練、マンホールトイレ設置訓練、その他
目的	守口市や大阪府、民間団体等が実施している防災活動について広く市民に周知するとともに、自主防災組織をはじめとする地域住民の防災意識向上を図ることを目的として実施



取組内容

避難行動要支援者へのセルフ型による個別避難計画の作成を促進

市内の避難行動要支援者約1万2千人程度を対象に同意書とセルフプラン記入シートを発送し、自身または家族などで作成し市へ1部を提出してもらいセルフプラン方式による個別避難計画作成促進事業を実施。

- 回答としては、4000件程度(不同意等の意思表示を含む)。
- 内容の質(未記入や読み取り不能など)については、ばらつきが生じることも。
- 支援者の確保や訓練についてなど実効性については、仕組みも含めて検討が必要。
- 優先度を考慮しても、対象母数が多いため、支援者のマッチングについては難しい部分がある。

取組内容

枚方市防災ガイドの更新

枚方市のハザードマップにあたる「枚方市防災ガイド」について、以下の内容を反映し、修正及び増刷を実施。
新たな防災気象情報に関する内容改訂も含むため、令和8年6月より冊子版については配布を予定。

- 雨水出水浸水想定区域の指定に伴う内水ハザードマップの更新。
- 令和7年2月時点の土砂災害警戒区域、特別警戒区指定に基づく、土砂災害ハザードマップの更新。
- ため池ハザードマップの追加。
- その他、内水やため池、土砂災害に関する学習記事などを更新。



(イメージ)枚方市防災ガイド

取組内容

今後30年以内の発生確率が80%程度と予想されている南海トラフ巨大地震への対策として、「トイレ衛生環境をいかに確保するか」が、非常に重要であることから、マニュアルのひな型を策定し、避難所となる市立小学校区ごとに、地域協働協議会と共有。令和8年度は、本マニュアルをもとに、全小学校区で、トイレ訓練の実施を目指す。

【本市の避難所トイレの運用】

- ① 既設トイレを活用しトイレ凝固剤を使用する。
⇒R7年度に、想定避難者数41,040人の3日間分、約60万回分の凝固剤の備蓄を完了。
- ② 災害発災直後は、地域協働協議会が避難所を立ち上げ。

- R6年度：鍵ボックス設置
☑震度5以上で学校の鍵などが入っているボックスが自動で開錠。
- R7年度：災害時における避難所トイレの衛生管理マニュアルの策定

【避難所トイレマニュアルの概要】

- ① トイレ運用タイムライン
⇒ 避難所到着後のトイレ運用で行うことを、タイムラインで示す。
- ② 避難所のトイレ
⇒ 災害時のトイレは、一度汚れてしまうと、綺麗にすることは困難。
- ③ 避難所トイレの運用に関する3箇条
 - (1) 避難所トイレに凝固剤設置完了までトイレ使用を禁止
 - (2) トイレの水洗利用を禁止
 - (3) トイレをする際は、必ず凝固剤を活用
- ④ 各避難所のトイレ箇所を図面中表示
- ⑤ トイレリーダーを複数名選出。

令和8年度『家庭の備蓄推進キャンペーン』の実施

⇒在宅避難の促進、防災意識（自助）の向上を目的に、大規模災害発災後7日間に最低限必要な「飲料水と食料、トイレ凝固剤」を備蓄（購入）してもらうために1年間継続したキャンペーンを実施。

地震対策として重要となる3要素



【災害時のトイレ】

WARNING WARNING WARNING WARNING
 トイレの水洗利用を禁止
 一人の身勝手な行動で、みんながトイレを使えなくなる！
 WARNING WARNING WARNING WARNING

＜大前提＞ 災害時に一度汚れたトイレを綺麗にするのは困難



トイレが汚れると…



＜避難所トイレの運用に関する3箇条＞

- ① 避難所トイレの設置完了までトイレ使用を禁止
トイレが一度汚れてしまうと、掃除することが困難です。そのため、準備ができるまでは、物理的にトイレが使用できないようにするなど、初動の徹底が肝心です。
- ② トイレの水洗利用を禁止
学校トイレは、貯水槽に貯められた水を供給しています。そのため、断水時においても、水が流れる可能性があります。下水管等が破損している場合、逆流する恐れがあります。そのため、水の使用を禁止する必要があります。
- ③ トイレをする際は、必ず凝固剤を活用
水洗が使用できない場合、凝固剤は必須です。トイレを使用する一人一人が責任を持ち、凝固剤を活用し、トイレを清潔に保ちましょう。

取組内容

地元企業が主体となった「みんなの防災看板」設置事例

活動報告

【取組概要】

地元企業が主体となり、企業と行政が一丸となってまち全体を守ることをコンセプトとした取り組みとして、電柱広告に避難誘導に関する情報と防災の心得を協賛企業名とともにデザインし、掲出している。現在20社の地元企業が賛同し、41箇所の看板掲載を行っている。

【実施内容】

- ★広告会社が提供する **公共表示付き電柱広告を活用し、大東市の避難誘導情報を表示**するとともに、独自に作成した防災の心得を掲載した。
- ★防災の心得については約50種類あり、それに加えて 各企業の代表者や地元高校生の心得も追加掲載した。
- ★電柱の企業広告スペースに QRコードを儲け、協力している地元企業のホームページを閲覧できます。



防災の心得
吹き出しの中に
防災に役立つ防災の心得が
表記されているよ！
電柱ごとに違う心得が
書いてあるから
いろいろ覚えて役立ててね！

みんなの街の
電柱にあるから
どこにあるか
確認しておいてね！

旗を持った人の
マークが入った
黄色い看板が
みんなの防災看板の
目印だよ！



協力企業
みんなの防災看板の設置に
ご協力いただいている
企業の名前と住所が
表記されているよ。

公共避難誘導
みんなが避難できる
場所や避難所までの距離、
みんながどっちに行けばいいのかわかる
方向のある方向が
表記されているよ！

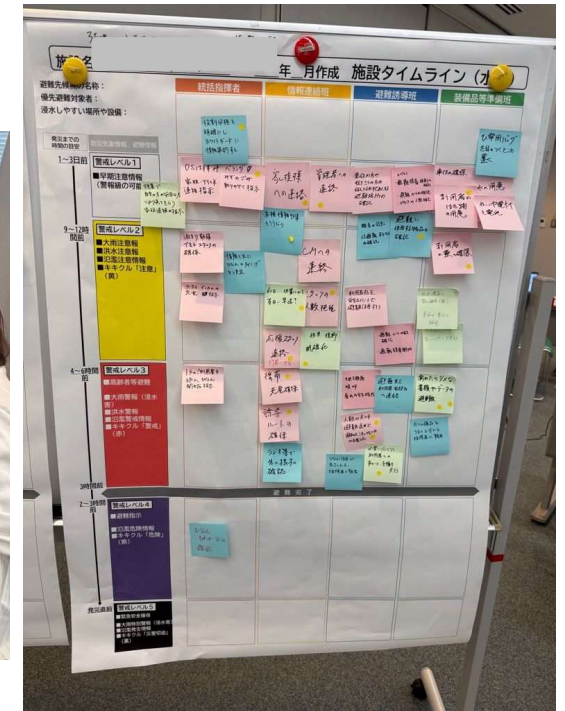


取組内容 要配慮者利用施設の避難訓練に係る講習会の実施

- **目標**: 門真市内の要配慮者利用施設の、
避難確保計画に基づく避難訓練の実施率の向上
- ・ 講習日時: 令和7年11月4日(火)14時~16時
- ・ 参加者: 門真市内の要配慮者利用施設の
管理者や職員など 38名
- ・ 実施内容: 国土交通省淀川河川事務所、大阪管区気象台、大阪府都市防災課の協力のもと、防災気象情報についての講演、避難確保計画に基づく避難訓練の実例講習、避難行動タイムラインの作成体験などを実施しました。

● **成果**: 避難訓練実施結果報告書 提出状況

	対象 施設数	避難訓練	
		実施済	実施率
令和6年度	352	17	5%
令和7年度	364	80	22%



取組内容 市民と職員が連携し、避難所開設や運営を行うためのイメージの共有

【開催日時】 令和8年2月15日(日)

【場所】 四條畷西中学校

【概要】

- ・ HUG訓練（避難所運営ゲーム）を行い、市民と職員がチームで避難所運営に必要な知識等を共有
- ・ かまどベンチ、マンホールトイレの設置訓練
- ・ 防災食炊き出し訓練 等



取組内容 防災力強化事業の一環として、ランドリートラックを購入

災害時の良好な衛生環境と健康を維持することを目的とし、ランドリートラックを導入しました。災害時でもより日常に近い生活を送れる環境の整備を目指しています。導入にあたっては、令和6年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の活用に加え、クラウドファンディングに寄附を募り購入を実施しました。

ランドリートラック概要

納車日：令和8年3月27日

ガス	LPガスボンベ 10kg×2本搭載
電気	大型発電機搭載
水	容量500L

ランドリートラック



ランドリー室内（洗濯乾燥機3台）



ガス



電気



水



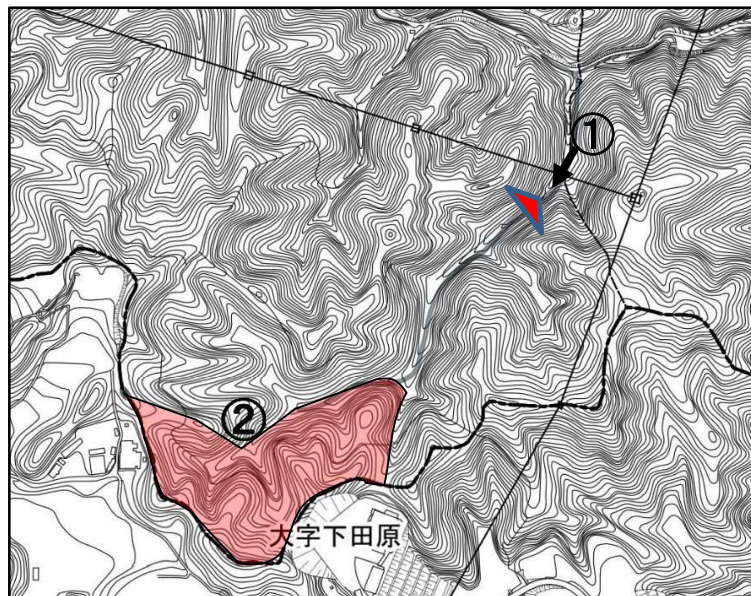
取組内容 ・治山事業、森林整備・保全を推進



(目的) 交野市星田地内において、渓床、渓岸の荒廃を防止するとともに、下流への土砂の流出を抑止調整するための治山施設(治山ダム工(床固工 鋼製) 1基)を整備した。併せて上流側の森林整備(整理伐)を実施した。



①治山ダム全景



②森林整備 (整理伐) 施工前後

水防法及び土砂法に基づく要配慮者利用施設の 避難確保計画作成・避難訓練実施状況

資料 7

1 背景・経過

平成21年7月 山口豪雨災害

・土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲

平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害

・北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

平成29年6月 『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正

・要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練の実施が義務化

令和2年7月 豪雨災害

・熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲

令和3年7月 『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正

・「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行による改正

⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための避難訓練の報告義務化
⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能に



山口県防府市
(ライフケア高砂)



岩手県岩泉町
(楽ん楽ん)



熊本県球磨村
(千寿園)

3 進捗状況（詳細 別紙参照）

■大阪府内の計画作成、訓練実施状況（※令和7年4月1日～9月30日）

○洪水浸水想定区域	避難確保計画作成済み	98%	避難訓練実施率※	9%
○土砂災害警戒区域	避難確保計画作成済み	93%	避難訓練実施率※	36%

4 要配慮者利用施設の避難訓練に係る講習会（支援）

協力）淀川/大和川河川事務所・大阪管区气象台・大阪府

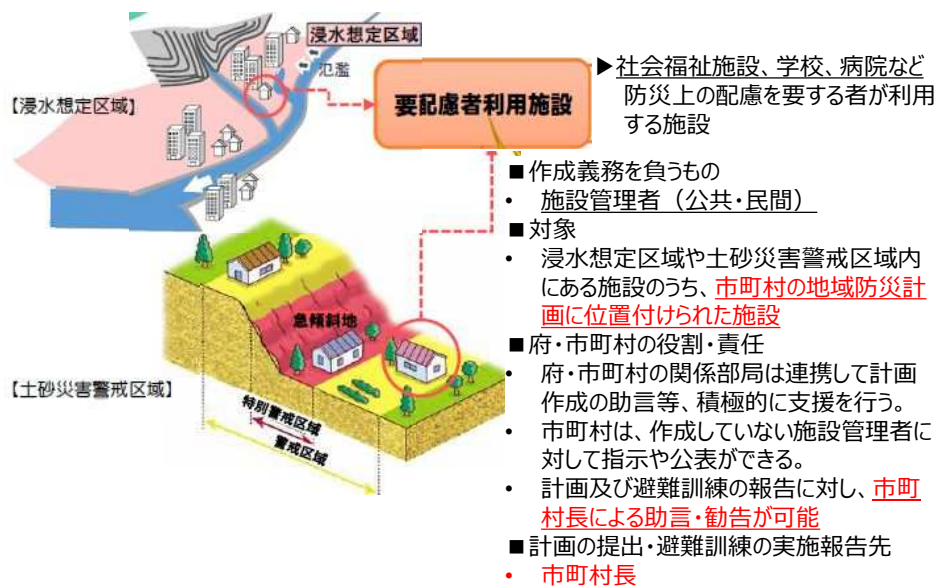
○これまでは訓練実施の依頼等にとどまっていたものの、忙しい・人手が無いといった声を踏まえ、令和7年度は能勢町・藤井寺市・東大阪市・門真市・枚方市にて、施設管理者向けに避難訓練に関する講演、意見交換(ワークショップ)を実施



- 【主な意見】
- 消防などの訓練は実施していたが、洪水に関する訓練は知らなかった
 - 訓練実施していても、市に報告する事を知らなかった
 - 中々、職員数が少ないので、利用者を含めた実地訓練は難しいが、まずは施設職員での訓練は今後、実施報告したいと思う など

引き続き、施設管理者に対し、避難訓練の実施及び訓練結果の報告について周知・依頼をお願いします
依頼文書の適時送付と併せて、電話連絡など複数の対応で取組の促進をお願いします

2 法令の概要



水防法及び土砂法に基づく要配慮者利用施設の 避難確保計画作成・避難訓練実施状況

水防法及び土砂法に基づく 避難確保計画作成・避難訓練実施状況（暫定）

令和8年3月末時点

市町村別	対象施設数※	計画作成済み	未作成施設	作成率	地域別	水防法(洪水浸水想定区域)						水防法(高潮浸水想定区域)						土砂法(土砂災害警戒区域)								
						対象施設数※	避難確保計画			避難訓練 (R7.4.1~R8.3.31)			対象施設数※	避難確保計画			避難訓練 (R7.4.1~R8.3.31)			対象施設数※	避難確保計画			避難訓練 (R7.4.1~R8.3.31)		
							計画作成済み	作成率		訓練実施済み	実施率			計画作成済み	作成率		訓練実施済み	実施率			計画作成済み	作成率		訓練実施済み	実施率	
								市町村別	地域別		市町村別	地域別			市町村別	地域別		市町村別	地域別			市町村別	地域別		市町村別	地域別
枚方市	414	385	29	93.0%	97.4%	384	355	92%	97%	142	37%	42%	0	0	-	-	0	-	-	30	30	100%	99%	10	33%	44%
交野市	55	51	4	92.7%		33	29	88%		23	70%		0	0	-		0	-		22	22	100%		6	27%	
寝屋川市	255	255	0	100.0%		254	254	100%		204	80%		0	0	-		0	-		1	1	100%		0	0%	
守口市	232	232	0	100.0%		232	232	100%		25	11%		0	0	-		0	-		0	0	-		0	-	
門真市	364	364	0	100.0%		364	364	100%		80	22%		0	0	-		0	-		0	0	-		0	-	
四條畷市	82	76	6	92.7%		77	72	94%		55	71%		0	0	-		0	-		5	4	80%		4	80%	
大東市	105	105	0	100.0%		95	95	100%		77	81%		0	0	-		0	-		10	10	100%		10	100%	

※対象施設数は、令和8年3月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

※避難訓練は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までの実施状況を示す。

避難訓練：立退き避難（水平避難）や屋内安全確保（垂直避難）の他にも、情報伝達訓練や図上訓練、職員へのみの訓練も対象とします。

河川施設点検結果について

-枚方土木事務所-

◇令和7年度 河川施設点検結果・・・緊急対応実施箇所、要注意箇所とも無し

-寝屋川水系改修工営所-

◇令和7年度 河川施設点検結果・・・緊急対応実施箇所、要注意箇所とも無し

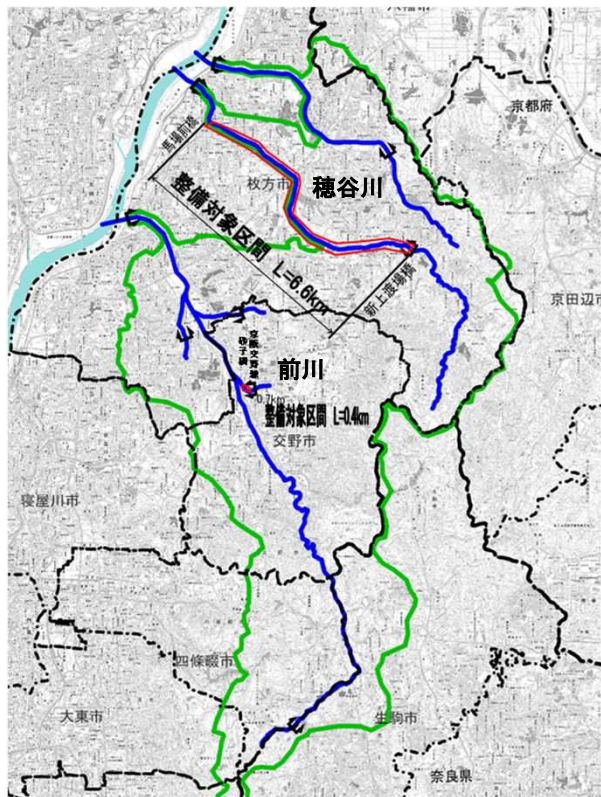
令和8年度 事業予定箇所

河川管理施設の整備等（計画）

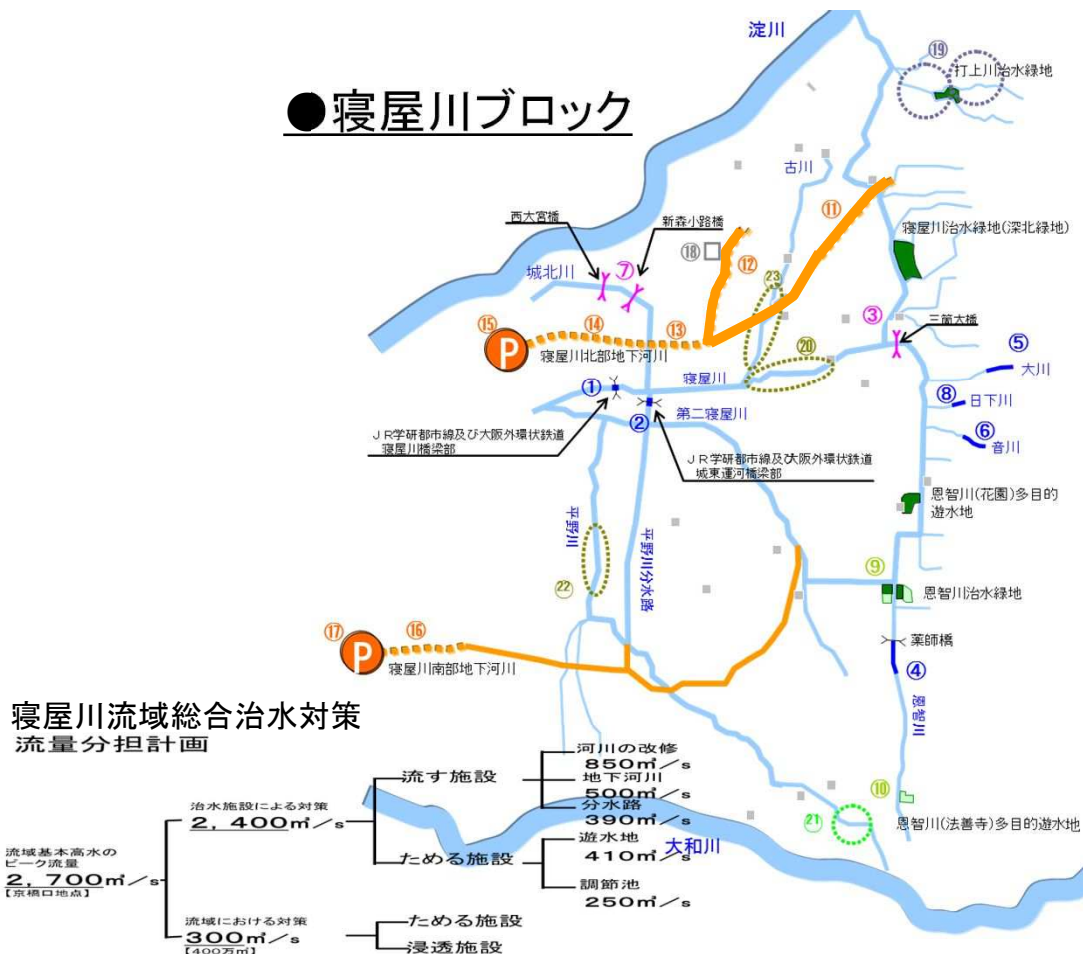
北河内地域の河川施設の整備については、「淀川左岸ブロック河川整備計画」、「寝屋川ブロック河川整備計画」において、今後20～30年程度で目指すべき当面の目標を設定している。

- 淀川左岸ブロック：穂谷川において時間雨量80mm程度の降雨による洪水浸水を防ぐことを目標に整備を進める。
- 寝屋川流域：時間雨量50mm程度の降雨による床下浸水の発生を防ぎ、かつ、時間雨量65mm程度の降雨による床上浸水の発生を防ぐこと目標に整備を進める。

●淀川左岸ブロック



●寝屋川ブロック



河川管理施設等の整備

■ 枚方土木事務所

【河川事業】

- 一級河川 穂谷川 改修工事（二千年橋上下流） 80mm対策（事業中）
- 一級河川 穂谷川 改修工事（長ヶ嶽橋下流） 80mm対策（事業中）
- 一級河川 穂谷川 改修工事（出屋敷橋上流） 80mm対策（R4.3月完成）
- 一級河川 前川 改修工事（砂子橋上流） 65mm対策（R3.11月完成）

【砂防事業】

- 淀川水系 北川支川 砂防堰堤工事（R8.3月完成）
- 淀川水系 天野川右1左四 砂防堰堤（本堤工、副堤工、溪流保全工）

■ 寝屋川水系改修工営所

【河川事業】

- なし（枚方土木事務所管内） ※令和2年度に守口調節池完成

■ 東部流域下水道事務所

【下水道事業】

- 門真守口増補幹線（第2工区）下水管渠築造工事
- 四條畷増補幹線 立坑築造工事
- 四條畷増補幹線（第1工区）下水管渠築造工事
- 門真寝屋川（二）増補幹線外（第1工区）下水管渠築造工事
- 雨水ポンプ設備更新工事（雨水ポンプ予備化）【1ポンプ場】
（萱島ポンプ場）

河川管理施設等の整備（枚方土木事務所）

一級河川穂谷川 河川改修事業
（長ヶ嶽橋下流・護岸工事）
【枚方土木事務所】



穂谷川改修工事（80mm対策）施工中

淀川水系北川支川 砂防事業
（交野市倉治・砂防堰堤工事）
【枚方土木事務所】



砂防堰堤の完成（R8.3月）

河川管理施設等の整備（寝屋川水系改修工営所、東部流域下水道事務所）

河川管理施設の整備等（令和8年度の整備内容）

河川事業 【寝屋川水系改修工営所】

- 令和2年度に守口調整池完成。
- 令和8年度は、枚方土木事務所管内は、対象河川事業なし

寝屋川北部流域下水道

- 下水道増補幹線
門真守口増補幹線（第2工区）下水管渠築造工事 他3幹線
- 雨水ポンプ設備更新（雨水ポンプ予備化）
1ポンプ場

【東部流域下水道事務所】



門真守口増補幹線（第2工区）下水管渠築造工事
発進立坑写真

今後・5年間の取組

河川整備計画や中期計画等に基づき、順次、河川整備を推進。

また、土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度から対策箇所の重点化を図り整備を進める。

河川施設等の維持管理

大阪府では、河川や砂防施設の定期点検や必要に応じて緊急点検を実施し、施設の状態を把握し、堆積土砂撤去など適切な維持管理に努めている。また、地域の皆さんに身近な河川や砂防施設の状態を知って頂くため、「河川砂防施設の点検結果」や「河川特性マップ」をHPで公表している。

【河川堆積土砂除去など】

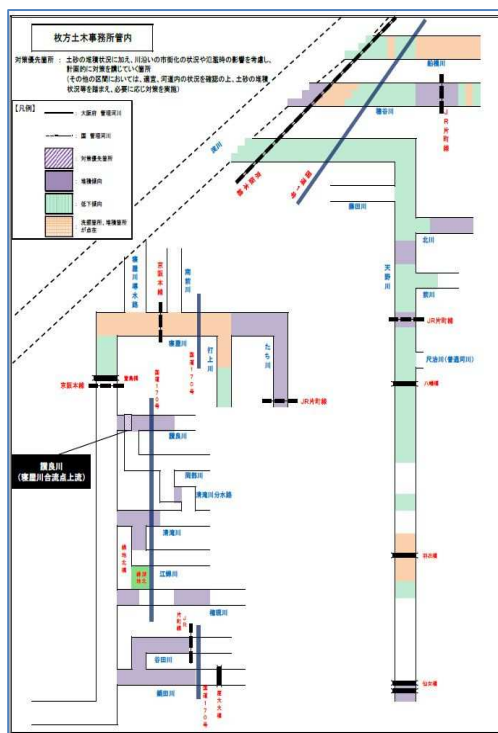


事例：谷田川（JR学研都市線下流）

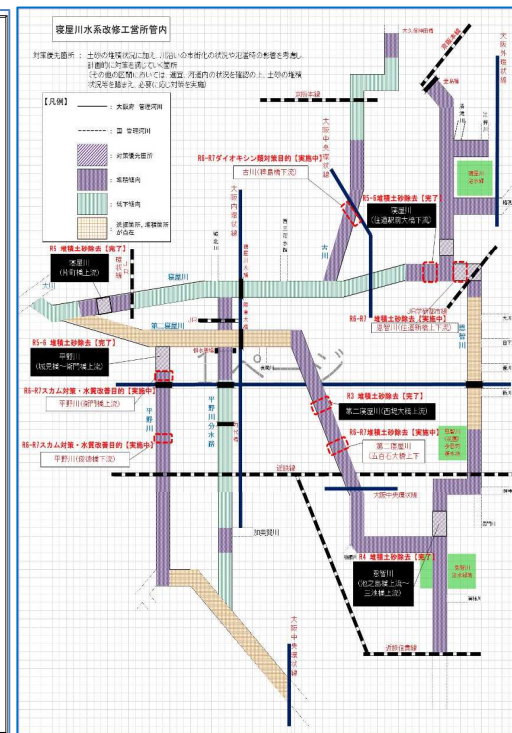


傍示川（砂溜工）

【河川特性マップ】

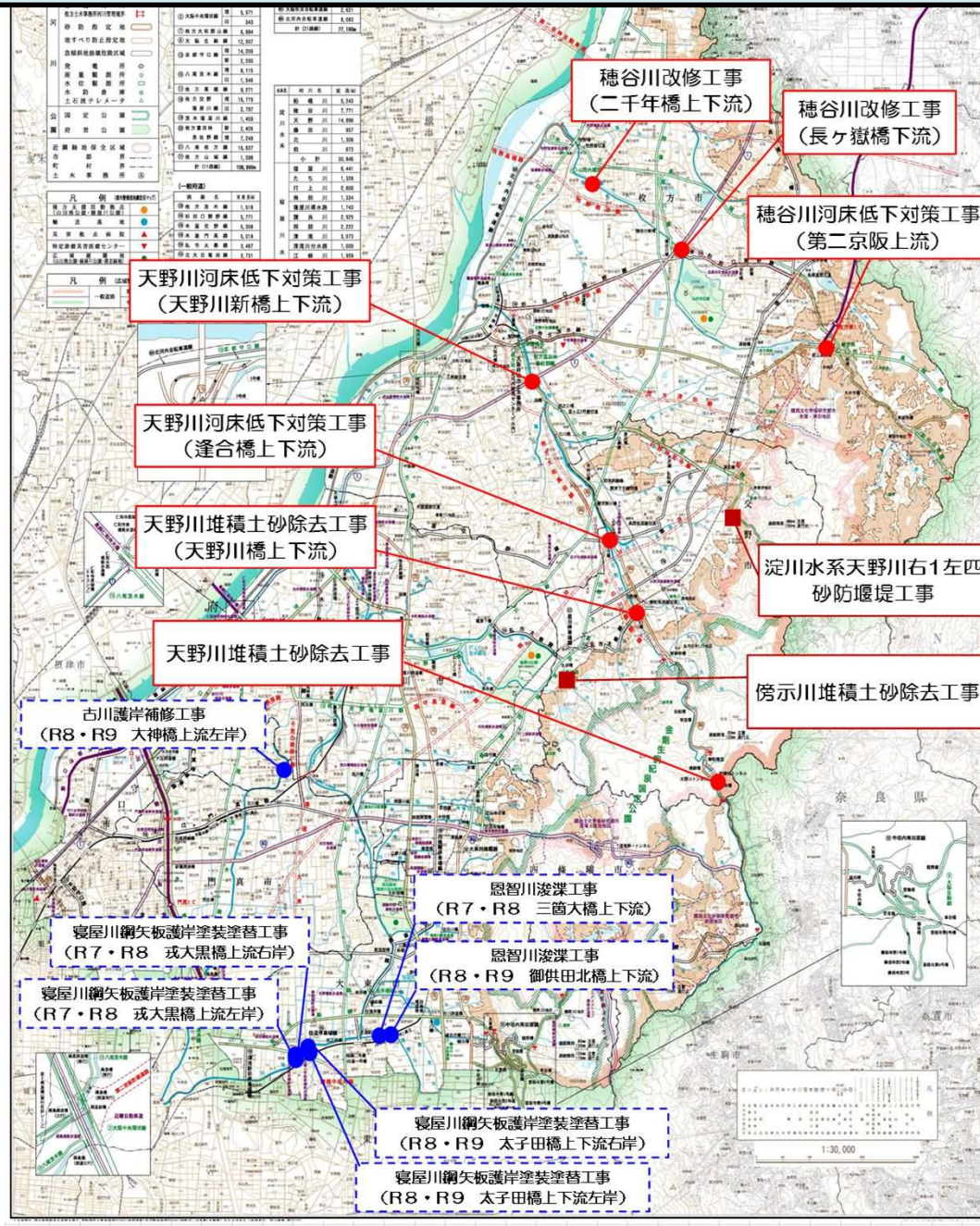


枚方土木事務所管内



寝屋川水系改修工営所管内

令和8年度 北河内地域の河川及び砂防施設の整備予定（地下河川・増補幹線除く）



凡例

- 枚方土木事務所 予定
- 寝屋川水系改修工営所 予定

寝屋川北部地下河川と 下水道増補幹線の整備状況

令和8年度

◆現状

- 貯留量：49万m³
- 集水区域：6,600ha（供用済5,800ha）

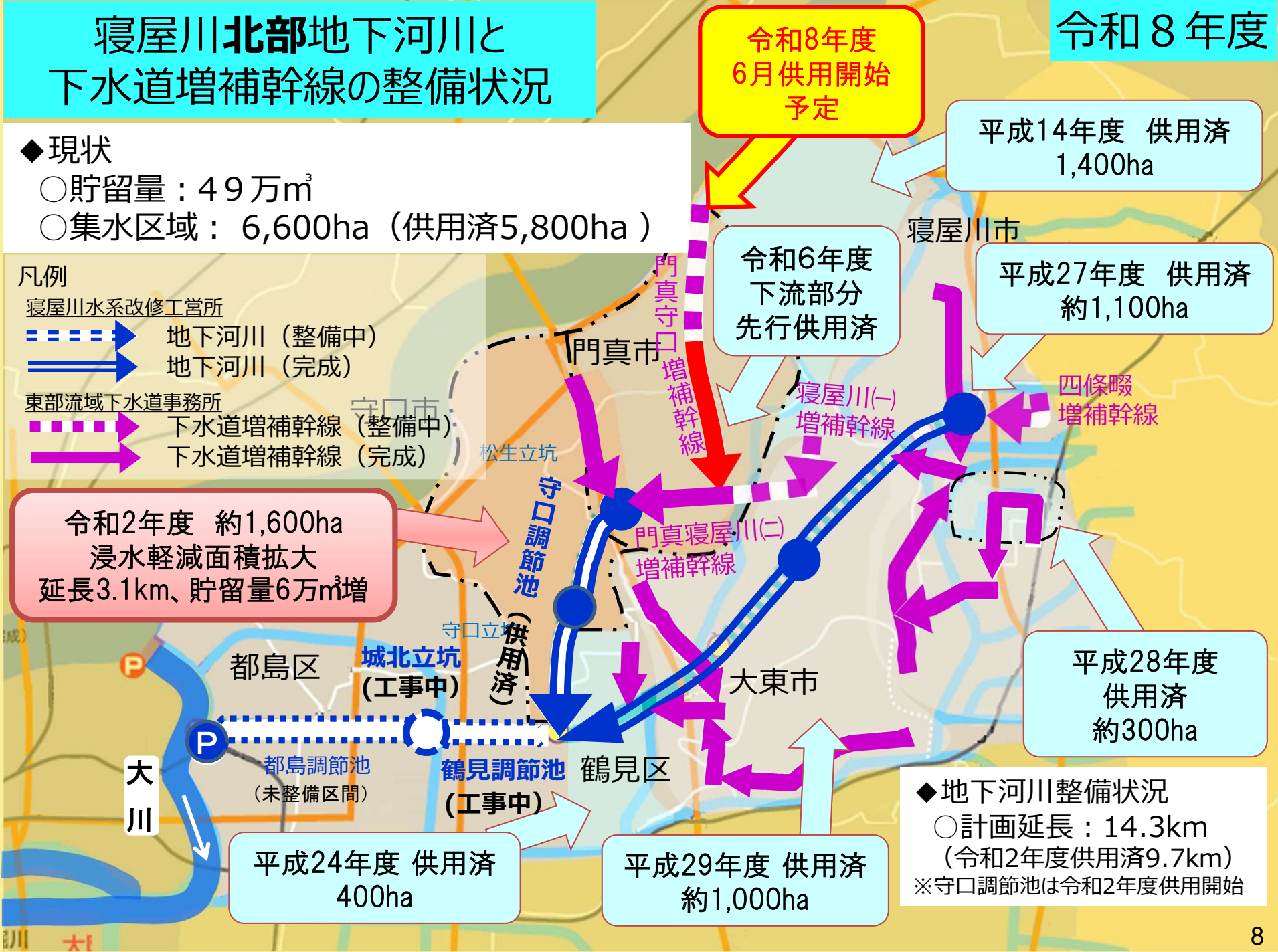
凡例

寝屋川水系改修工営所

- 地下河川（整備中）
- 地下河川（完成）

東部流域下水道事務所

- 下水道増補幹線（整備中）
- 下水道増補幹線（完成）



令和8年度
6月供用開始
予定

平成14年度 供用済
1,400ha

令和6年度
下流部分
先行供用済

平成27年度 供用済
約1,100ha

令和2年度 約1,600ha
浸水軽減面積拡大
延長3.1km、貯留量6万m³増

平成28年度
供用済
約300ha

平成24年度 供用済
400ha

平成29年度 供用済
約1,000ha

◆地下河川整備状況
○計画延長：14.3km
（令和2年度供用済9.7km）
※守口調節池は令和2年度供用開始